

公 示

聴聞の実施について

一般貸切旅客自動車運送事業者である、株式会社ホップに対して、更新許可申請の不許可を予定していることから、道路運送法施行規則第60条の2の規定に基づき、下記のとおり聴聞の実施を公示する。

当該処分利害関係者であって、聴聞への参加を希望する場合は、事前に次の事項を記載した申請書の提出を行うこと。

- (1) 申請者の氏名又は法人名・代表者氏名及び住所
- (2) 事案の件名及びその番号(「聴聞の実施について 中国運輸局公示第37号」)
- (3) 聴聞参加者の氏名及び職業・職名並びに連絡先
- (4) 道路運送法施行規則第60条の3に規定する利害関係人に該当する理由

記

1. 対象事業者  
株式会社ホップ(山口県下関市大字有富4番地の7)
2. 予定する処分  
一般貸切旅客自動車運送事業の更新許可申請を不許可とする処分
3. 予定する処分の根拠となる法令の条項  
道路運送法第8条第4項で準用する同法第6条第1号、第2号及び第3号
4. 予定する処分の原因となる事実  
令和3年5月20日付けで一般貸切旅客自動車運送事業の更新許可申請が提出され、審査の結果、令和3年12月2日に補正文書を送付したが、補正の対応が見られなかった。以降、令和4年4月20日、令和4年6月30日、令和5年6月30日に補正文書を送付したが、同様に補正の対応が見られなかったもの。  
このことにより、平成14年1月31日付け公示「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について」に適合する客観的な挙証がなされておらず、道路運送法第8条第4項で準用する同法第6条第1号、第2号及び第3号の許可基準に適合するものと認められないため。
5. 聴聞の期日  
令和6年12月16日(月)14時30分 聴聞開始
6. 聴聞の場所  
広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館5階  
中国運輸局 第1会議室
7. 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地  
中国運輸局 自動車交通部旅客第一課(電話 082-228-3436)  
広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館4階

令和6年11月25日

中国運輸局長 金子 修久

